

第一次大戦期前の日本製紙連合会

——近代日本製紙業における同業者団体の組織と機能の変遷——

四 宮 俊 之

一 はじめに

周知のように、日本におけるカルテルの生成は、欧米諸国に比べた工業化の後進性を考えると、かなり早かったといえる。すでに、拙稿「製紙所連合会の設立と価格協定——日本におけるカルテル的活動の嚆矢⁽¹⁾」で論じたように、明治一三（一八八〇）年一二月には、近代鉱工業分野で最初の同業者団体である製紙所連合会が設立されて、製紙（洋紙）業界によるカルテル的共同行為としての製品販売価格協定が試みられていった。さらに、明治二〇年代になると、綿糸紡績業界でも、紡績連合会による操業短縮協定が行なわれた。もともと、こうした試みは、日本のカルテルの嚆矢⁽²⁾になったものの、未だ市場の独占的支配を意図したものではなかった。しかし、他の産業分野でも、明治末までに不況対策としてカルテルが形成されるようになって、さらに大正期の第一次大戦後にはカルテル統制⁽³⁾が行なわれる「カルテル時代」を迎えていくのである。

このように、時期的に早くからカルテルの生成が見られたのは、明治期以降、活発な企業者活動による工業化の進行がかなり早かった一方で、不況時における経済的困難も大きく、それに加えて企業が多くが独力で不況を乗切れるだけの経営力を未だ十分に備えていなかったためである。また、不況対策のほか、輸入品との競争や輸出拡大のためとか、政府や銀行の指導による産業振興や債権保全などのために、カルテルが結成されるケースもあつた⁽⁴⁾。そのため、カルテルについては、これまでも経済史の見地から日本の経済発展の後進性、脆弱性、さらに早熟的な独占の形成を示す指標の一つとして論じられてきた。しかし、従来の研究は、個々のカルテルの実態や、カルテルを取り巻く内外の諸条件などを史実に即して十分実証的に分析、考察したものとは言えなかつた。

そこで、以下の本稿においては、前述のごとく日本の近代鉱工業分野で最初のカルテル的活動を試みた製紙業の同業者団体である製紙所連合会を取り上げて、それが第一次大戦期に本格的なカルテル管理団体となる以前の組織と機能の歴史の変遷を主体的、環境的諸条件も含めて分析、考察していく。ちなみに、製紙所連合会は、約二年間にわたる最初の製品価格協定が失敗に終わったことから、明治一六年に単なる親睦的団体へと性格を変えるようになった。けれども、その後、日本製紙所組合、次いで日本製紙連合会に名称を変更しながら組織と機能の強化がはかられて、第一次大戦期から本格的なカルテル活動を再開するようになっていくのである。したがって、ここでは、カルテル活動を再開出来るだけの組織的、機能的基礎が一応整えられる第一次大戦前までの期間に対象を限定して論じる。勿論、第一次大戦期以降のカルテル管理団体としての組織と機能の変遷については、市場的諸条件の変化を含めて別に論じられねばならない⁽⁵⁾。

二 最初の価格協定の失敗（明治一〇年代）

既述のごとく、日本製紙連合会の前身である製紙所連合会は、明治一三年一二月に設立されると、一六年一月までの約二年間洋紙の販売価格協定を実施した。以下では、この価格協定の目的と実態、加盟企業の利害関係などを検討しながら、明治一〇年代における最初の組織と機能から考察していこう。⁽⁶⁾

さて、製紙所連合会が設立された最初の契機は、明治一三年に神戸製紙所（三菱製紙所の前身）創立者のアメリカ人貿易商ウォルシ兄弟の一人、兄のトーマスが製紙会社（王子製紙の前身）社長の渋沢栄一に国内製紙業を保護するための洋紙輸入税引上げ運動の必要性を説いたことにあると言われる。⁽⁷⁾ 当時の輸入税は、慶応二（一八六六）年に欧米諸国と結ばれた「不平等条約」による「従価五%」を基準に換算された低率の従量税であった。しかし、その引上げには、条約の改正が必要であった。ウォルシの提言は、当面具体化が困難に思われたが、それと関連して両者の間で国内製紙業者の団結化に議論が及んだようである。彼らは、この直後から製紙所連合会設立のオルガナイザーとして重要な役割をつとめていったのである。なかでも、ウォルシは、母国アメリカの製紙業者が明治一一（一八七八）年にカルテル的同業者団体を設立したのを説明して、日本にも同様の団体を設立すべきであると主張した。⁽⁸⁾

かくして、製紙所連合会は、国内製紙（洋紙）企業五社の参加による同業者団体として先ず設立された。一四年一月には、加盟企業が六社に増えて、大蔵省直営の製紙工場を除く全国の近代製紙業者を網羅するに至った。その設立の目的は、『製紙所連合会（創立）条規』⁽⁹⁾ 条文の冒頭において「日本ノ各製紙所ハ其製紙法ヲ改良シテ更ニ事業ヲ拡張シ且其紙価ヲシテ外国輸入ノ紙品ヨリ低廉ナラシムルノ目的ヲ以テ愛ニ製紙所連合会ヲ開キ其条規ヲ設クル」と記されている。けれども、その後の条文の第一条から第三条までは、洋紙の販売価格協定についての規定であった。第

一条には、「連合会ハ三ヶ月ニ一回宛其会議ヲ開キ出席會員ノ議決ヲ以テ印刷用紙上等品ノ最高價格ト下等品ノ最低價格トヲ定ムヘシ」、第二条には、「各製紙所ハ此極度價格ヲ會議ニ於テ議定セシ後ハ他日再議シテ之ヲ改定スル迄ハ必ス之ヲ遵守シ決シテ密ニ之ヲ増減スヘカラズ」、次いで第三条には、「最高最低ノ價格ハ専ラ外国輸入紙ノ時価ニ基キ且紙材原料ノ價格ト工費ノ高低トニ応シ定式又ハ臨時ノ會議ニ於テ隨時之ヲ更正スルヲ得ヘシ」と定められていた。つまり、設立の主たる目的は、洋紙販売價格を協定することにあつたのである。

また、『条規』においては、加盟各企業の「主任者」を「輪番」で「連合会幹事」に任じて、その幹事を「会頭」とした三ヶ月ごとの「會議」（總會）によって「議事」を決定すると定められた。また、「雑務」の処理にあたる「書記」（一名）の雇入れなども規定されていた。その他、当初規定を欠いていた幹事の任期は、その後一四年四月に三ヶ月交代と決められた。⁽¹⁰⁾

ところで、こうして主たる設立目的とされた洋紙の販売價格協定を行なうにあつては、全く別の二つの意図があったと考えられる。そこでの「印刷用紙上等品」最高價格の協定は、その頃まで輸入紙の中心を占めてきたイギリス製上等印刷紙の輸入價格以下に最高價格を協定することで、上等印刷用紙の輸入防遏をめざしたものであった。しかるに、「印刷用紙下等品」最低價格の協定は、下等印刷用紙の輸入價格と国内生産コストを勘案した最低價格の協定によって、下等印刷用紙をめぐる国内製紙企業間の價格競争を制限していかうとしたものであった。その上、こうした二つの意図の中で最も重視されたのは、後者の最低價格協定であった。当時の国内製紙業は、未だ技術力、経営力などで国際水準に大きく立ち遅れていたが、それでも明治一二年から下等印刷用紙を中心に製紙高が輸入高を一応上回り、洋紙需要の約七〇%を国内で自給出来るまでになっていた。また、下等印刷用紙については、未だ上等印刷用紙のように輸入圧力も強くなく、国内製品の競合による市価の低落化がむしろ当面の問題と思われていたためである。

製紙所連合会では、一三年一二月の創立總會において、「上等品」最高価格を一ポンド（四五四グラム）二〇錢に、また「新聞用紙即普通印刷用紙」の「下等品」最低価格を同じく一四錢に協定することを決議した。しかし、市価の統制という価格カルテルの性格を備えた下等印刷用紙の最低販売価格協定は、その直後から増加したベルギー製下等印刷用紙の低価格輸入によって、一四年五月と十一月、さらに一五年一月、四月、一〇月の五回に及ぶ協定価格の変更を余儀なくされて、最終的には一一・五錢まで価格が引下げられていった。また、上等印刷用紙最高価格の協定も、輸入紙の中心が下等印刷用紙に移つたのと、輸入上等印刷用紙の多くが技術的に国産化の未だ困難な製品であったことなどから、輸入防遏手段として十分機能出来ずに自然消滅しようで、その後の経過を史料的に確認出来ない。しかも、ベルギー製下等印刷用紙などの輸入価格は、製紙所連合会による下等印刷用紙の最低協定価格を先行的に下回るものであった。そのため、製紙所連合会では、下等印刷用紙について、輸入紙以下の最高価格の協定による新たな輸入防遏策をとる余裕もなかったのである。

こうして、製紙所連合会による最初の販売価格協定が所期の成果を上げられなかったために、やがて加盟企業の間
に協定をめぐる利害の対立が生れることになった。当時積極的な技術革新の導入と経営合理化によって製紙コストの削減を進めつつあった製紙会社などの有力加盟企業では、たとえ協定価格の引下げが行なわれても、製紙コストの割
高な中小加盟企業の存続を前提にした最低価格協定の存在が次第に輸入紙との競争における足枷となつたようである。
また、中小加盟企業の側でも、市価の低落防止に目立つた効果がなく、有力加盟企業の意向に基づく価格引下げをく
り返す最低価格協定のあり方に不満を強めていたようである。したがって、一六年一月の臨時總會において、神戸製
紙所が「其効力ヲ見ザル」との理由で下等印刷用紙最低価格協定の廃止を提案すると、「全会ノ賛成」で「自今当分
ノ間最低紙価ノ定メヲ廢スルコト」が決められたのである。⁽¹¹⁾

かくして、製紙所連合会は、カルテル的団体の性格を失った。その結果、次に同業者団体としての存在意義までが問われることになって、一六年中に脱会企業が二社出た。その一社は、脱会の理由を「過般来製品ノ売価日々下落ヲナスモ連合会ニ於テ之ヲ救フノ術ナキノミナラズ却テ同業中競争ノ勢益甚敷シテ譬へ他ノ小益ナキニ非レトモ到底同業連合ノ実益少ナク」と通告してきた。⁽¹²⁾ただし、製紙所連合会では、この脱会を直ぐに承認せず、先ず慰留を目的にした組織改革を検討していき、単なる親睦的業界団体としての「製紙組合」に改組する案を同年一月審議するなどした。だが、製紙会社など有力加盟企業が改組に反対したために、結局、二社の脱会を追認せざるを得なかった。⁽¹³⁾

ここに、当初の加盟企業中、一五年に廃業した一社を加えた三社が姿を消して、製紙所連合会は、事実上、一七年以降有力製紙企業三社だけの親睦的団体に過ぎなくなった。そのため、同年七月の臨時総会では、従来年四回開催していた総会を二回に減らすとともに、連合会維持費の分担を加盟企業の頭割りから製紙高の多寡に応じた比率による割当に改めるなど親睦団体化に合せた組織と活動の縮小を決定した。こうして以後二二年頃までは、洋紙商を交えた宴会を中心とする親睦活動を行なっていくに止まったのである。

三 同業者団体としての組織の再建（明治二〇年代）

製紙所連合会は、明治一七（一八八四）年から親睦的団体に性格を変えるところに、加盟企業の減少によって、全国的同業者団体の形もなさなくなった。けれども、二〇年代に入ると、再び加盟企業数を増加させて、国内の有力製紙企業を網羅する全国的同業者団体としての組織再建を実現していった。次に、以下では、こうした組織の再建と、そこでの同業者団体としての新たな組織と機能の模索について検討する。

さて、前述のごとく製紙所連合会が最初の販売価格協定に失敗して単なる親睦的団体に性格を変えたことは、脱会せず残った製紙会社や神戸製紙所などの有力三社にも少なからぬ不満をもたらした。なかでも、神戸製紙所は、明治一九年に総会での「酒食」(宴會)を無益であると申し入れたのに続いて、宴会中心になっていた総会への出席を二〇年から断るまでになった。その結果、残る二社による総会では、開催する意味がなかったようで、その後二一、二二年と開催が見送られていった。⁽¹⁴⁾

こうした神戸製紙所の不満は、社主のウォルシ兄弟などが同業者団体の本来の姿を当時アメリカに多く見られたカールテル的団体に求めていたためと推察される。それ故、同社は、二三年に当番幹事となると、当時相次いで新設されていた製紙企業の製紙所連合会への加盟勧誘を積極的に行ない、富士製紙や四日市製紙の加盟を実現させた。⁽¹⁵⁾ また、同年五月には、二年七カ月ぶりに総会を開催させたのである。

この総会は、新旧加盟企業代表者の顔合せを当初の目的に開催されたようであったが、そこにおいて製紙会社から議題として最初予定のなかった『製紙所連合会条規』の全面改訂が発議された。発議の理由は、それまで数回の部分的な条文の改訂によって『条規』の内容が明治一三年末の制定当初から相当変わったので、全面的な見直しをすべきとしたものであった。⁽¹⁶⁾ かくして審議の結果、『条規』の全面改訂が決定された。

主要な改訂点を掲げると、まず第一に、第一条で「製紙所連合会ハ洋式機械ヲ所有シ紙類ノ製造販売ヲ業ト為ス者相連合シテ其共益ヲ計ルヲ以テ目的トスルモノ也」として、価格協定廃止後の新たな組織目的が明示された。次いで、第二に議決機関である総会運営の制限が強められていった。従来規定を欠いていた総会成立に必要な出席者定数が全加盟企業の三分の二以上と定められたほかに、同じく全加盟企業の二分の一以上の「同意」によるとだけ規定されていた議事決定が「投票」による三分の二以上の「同意」をもって改められた。また、従来適宜行なわれてきた臨時

総会の開催には、新たに全加盟企業の三分の二以上の要求が必要との条件が加えられた。第三としては、明治一七年以降加盟企業の製紙高の多寡に依じた比率による割当となってきた組織維持経費の分担金に、製品別格差が加えられて、付加価値の少ない「板紙」事業の分担が減額された。⁽¹⁷⁾

ところで、こうした『条規』の改訂には、発議者の製紙会社のほかに、当番幹事であつた神戸製紙所の意向も相当含まれていったと思われる。というのは、総会の決議を受けて具体的な改訂案の作成にあつたのが、神戸製紙所支配人の二見昇とされているからである。⁽¹⁸⁾ こうした点から見て、製紙会社や神戸製紙所など旧来の加盟企業では、『条規』改訂による総会運営の制限強化などによって、加盟企業数の増加で見越される自らの発言力の低下に備えることも狙っていたように思われる。

その後、製紙所連合会では、引続き加盟企業の増加につとめて、二四年に二社、二六年に三社の新加盟を実現し、加盟企業を合計九社としていった。その内、二社は、一六年に一度脱会した企業が再加盟したものであつた。⁽¹⁹⁾ また、加盟企業の増加に合せるように、再び親睦以外の活動が試みられていった。二三年一〇月大蔵大臣に同省直営工場製紙の民間販売停止を求める「歎願書」を提出したのに続いて、二四年一月帝国議会の貴衆両院に「輸入洋紙税額改正之義ニ付請願書」を提出するなどの陳情活動を行なつた。⁽²⁰⁾ また、二五年四月の総会においては、当番幹事の製紙会社によって洋紙販売価格協定の復活をめざす議案も提出された。同社では、その提案理由を、当時の洋紙市況低迷の原因が国内製紙各社の「依然トシテ低価相競争」ことにあつて、「当会ニ於テ重要ノ紙類ニ就キ各一定ノ價位ヲ設ケ之ヨリ低価ニテハ一切販売セサルコトトセハ速ニ紙価ノ回復ヲ見ルコトヲ得テ我々積日ノ困苦ヲ緩和スヘシト思考セリ」と述べていた。そして、「新聞用紙質普通印刷用紙」をはじめとした各種の紙質とサイズ別に一ポンド四・三銭から六銭まで段階的に分けた最低販売協定価格案を具体的に示すとともに、価格協定の違反防止に役立てるための

「信認金」制度の採用なども提案していた。⁽²¹⁾

だが、この製紙会社提出の議案は、製紙所連合会を再びカルテル的団体に戻すことを意味していた。したがって、この議案は、その当時の加盟企業六社の内の三社が賛成して一度仮決議されたものの、賛否を保留した残る三社の内、一社を除いた二社が後日反対と無回答に回ったために、結局承認されなかった。反対に回った神戸製紙所は、その理由を「此決議之件余り多枝ニ亘リトモ円滑執行スルノ見込無シニ付」と通知してきた。⁽²²⁾しかし、それ以外の理由もあつたようである。当時の国内洋紙市況は、明治二三年からの新旧製紙企業による生産拡大で生じた需給関係のアンバランスが年々の需要増加で漸く回復の兆しを見せていたものの、依然供給過剰による市価の低落傾向が見られた。その頃に不十分ながら黒字経営を毎期続けていたのは、業界最大の事業規模を保持していた製紙会社のみであつた。富士製紙とともに製紙会社に次ぐ規模をもっていた神戸製紙所も、工場を増設した翌二三年以降赤字経営に転落していた。しかし、同社では、他社の多くが行なっていた乱売競争による販売の拡大ではなく、生産調整による市況の建直しを考えていたようで、二三年以降所有抄紙機械の一部操業を休止していた。したがって、生産制限を欠いた単なる価格協定の効果を疑問視していたのであろう。ちなみに、『三菱製紙六十年史』には、「市価の低落をささえるため、生産制限と販売店の競争を差し控えることについての製紙数社間の協定を強固にする努力が続けられたが、結論に達しなかつた」と記されている。⁽²³⁾

また、神戸製紙所の反対には、当時依然として製紙所連合会未加盟のアウトサイダー企業が業界に若干存在したことも、判断材料のひとつになつたと思われる。同社は、その後二六年一月再び当番幹事になると、「紙価挽回善後策ニ付一致運動可致為メ」として、前述のようなアウトサイダー企業三社の新加盟を実現させた。次いで、「全国各社不残留合候義ニ付」として、加盟各社に「紙価挽回善後策」の協議を目的とした臨時総会の開催についての支持を求

めた。⁽²⁴⁾だが、この頃になると、市価が依然低落していたものの、生産過剩傾向は、需要増加によって解消しつつあった。そのために、加盟各社の支持も集まらなかったようで、臨時総会だけでなく、同年には定時総会も開催されなかった。また二七年二月には、市価の低迷に不満を強めていた有力洋紙商有志によって、「今ヤ市場ノ大勢紙価ノ騰貴ヲ免レサルニ際シ内国製品ハ此競争（価格競争—引用者）ニ制セラレ依然旧価ニ拘泥シ紙価挽回ノ利ニ浴スルヲ得ス」として、洋紙販売価格引上げの要望と、その具体的な引上げ策の提案までなされたのである。⁽²⁵⁾しかし、その案の検討を議題に同月招集された総会も、神戸製紙所など関西地区四社の欠席による定数不足で成立せずに、関東地区五社の「有志相談会」として販売価格の自主的引上げを申合せたに止まったのである。⁽²⁶⁾

製紙所連合会は、このように再び明治二〇年代に全国的同業者団体としての組織再建をはかるとともに、低迷する洋紙市価の引上げをめざした販売価格協定の復活も検討していった。しかし、有力加盟企業の間には、価格協定と生産制限のどちらを有効な市価建直し策と見るかで、企業の成長戦略とも関連した意見の対立があったようである。価格協定の復活を主張した製紙会社などは、当時ポロ、稲藁から木材への原料転換によって、下級紙を中心とする本格的な生産の拡大をめざしている最中であつた。他方、価格協定の復活に反対した神戸製紙所は、旧来のポロ、稲藁を原料とした上質紙の生産拡大を志向しながら、市価の下落に自主的な生産調整で対応し、他社のような低価格競争を避ける方針をとっていた。⁽²⁷⁾その結果、価格協定の復活については、意見の一致が得られなかった。続いて、二八、二九年になると、製紙所連合会は、加盟企業が日清戦争による市況の好転で生産拡大に追われたので、再び総会を開かなくなつていった。

四 組織と機能の強化(一) (明治三〇年代)

明治三〇年代になると、製紙所連合会は、洋紙輸入税問題をめぐる新聞業界との政治的対立の表面化によって、新たな対政府、対議会活動の強化に迫られていった。次に、以下では、そこでの組織と機能の強化について考察していく。

製紙所連合会が親睦的団体の限界を最初に痛感させられていくのは、明治三二(一八九九)年二月の帝国議会における田口卯吉など新聞業界系の議員による「新聞用紙雑誌書籍等ノ印刷用ニ供スル紙類」の輸入税全廃化法案の上程によってであった。勿論、連合会は、それまで一五年と二五年に政府などへ洋紙輸入税の引上げを請願するなど、洋紙の国内市価に大きな影響を与える輸入税問題に関心を払っていたが、この法案上程を事前に全く予知出来なかった。また、それまで多年「従価五%」を原則としてきた洋紙輸入税は、明治二七年からの日本の関税自主権の原則的回復に合せて三二年一月施行された関稅定率法によって、一〇〇斤(六〇キログラム)当りの形式で一律一・七五七円、協定税率適用による実質で一般印刷用紙一・一六三円、その他〇・八円に引上げられて間がなかった。しかし、その輸入税全廃化法案の上程には、新聞業界の支持があった。新聞業者は、法案の審議に応じて、三二年以降一般印刷用紙の輸入税が「殆ど三倍」に引上げられたために、一〇〇斤当り四一五円の新聞用紙輸入価格の二五%相当に達している点などを強調しながら、その「免税品」化を求める議会工作を活発に行なった²⁸⁾。そこで、製紙所連合会でも、「全国製紙業連合会」という名称を用いて、直ぐに政府や議会に「印刷料紙ノ無税輸入ヲ非トスル意見書」を配付するなど遅ればせながら反対運動に乗り出した。また、東京商業会議所などからも、法案への反対が表明された。こうした議会外部の動きの中で、法案の審議の方は、衆議院において議員定数三〇〇名の内、九〇名近い賛成者を数えた

ものの、当時の第二次山県内閣につながる(新)憲政党が最終的に反対を表明したために難航して、結局未成立のまま会期満了となった。⁽²⁹⁾

洋紙輸入税全廃化法案は、こうして廃案になった。しかし、この反対運動に関与していた製紙企業の間では、製紙所連合会の対政府、対議会機能の弱さについての危惧が高まった。その結果、三二年五月の総会では、「此度の事變につき頗る悟る所あり、幾分経費を増加し以て将来の發展を期せん」として、製紙所連合会を日本製紙所組合に改称して、組織と機能の強化をはかることが決定された。⁽³⁰⁾

新たに制定された『日本製紙所組合規約』⁽³¹⁾によると、先ず第一に、加盟各社「主任者」の輪番による従来一名(一社)の幹事が二名(二社)に増員されるとともに、任期が明治一六年一月以来の六カ月から一年に延長された。また、従来不明確であった幹事の職務も、「製紙所組合事務章程ノ規定ニ依リ本組合一切ノ事務ヲ執行ス」と定められた。

ちなみに、『事務章程』には、幹事の取扱い事項として、「月報、年報ノ事、文書ノ往復及保存ノ事、定期会及臨時会ノ事、組合ノ印章及金銭ノ保管並ニ会計ノ事、其他庶務」が掲げられていた。⁽³²⁾ また、『規約』には、総会で「臨時重要ノ事件」担当「委員」を加盟企業から選出できることや、「庶務ニ従事」する書記「若干名」の増員なども定められていた。第二に、明治二三年以降厳しくなっていた総会運営の制限が再び緩和された。「投票」による三分の二以上の「同意」でとなっていた総会議事の決定が「多数決」に改められるとともに、委任状の行使も有効になった。また、総会成立の出席者定数は、定時総会に限って、全加盟企業の三分の二以上が二分の一以上に改められた。同じく三分の二以上の要求を条件としていた臨時総会の開催は、二分の一以上の要求、もしくは幹事の意向によるとなった。また第三に、東京「本部」とともに、大阪に「支部」を設けることも出来るようになった。次に第四として、「予算」制と「信認金」制の採用によって活動の拡充に必要な資金的基礎と組織拘束力の強化がはかられた。前者の予算制に

ついで、それまで幹事による立替払いの後に加盟企業が「製造高」に応じて清算していた「経常費」を新たに六カ月単位で「予算」化して、その相当額の資金を前以て所有抄紙機械の幅員合計に応じた比率で出し合うことになった。⁽³⁴⁾ また、後者の信認金制については、加盟各社が所有抄紙機械の幅員合計に応じて段階別の信認金を供託し、『規約』や総会決議に違反すると没収することになった。従来罰則には、単に「除名スルコトアルヘシ」と定められていたに過ぎなかつた。⁽³⁵⁾

こうした組織上の改革後、日本製紙所組合では、明治三二年一月の臨時総会で、当時依然として未決着のままになつてきた輸入税問題の担当委員に王子製紙（製紙会社を二六年改称）など五社を選出した。また、翌三三年四月の総会においては、「先年来屢々同業者間ノロニ上リシ販売とらすとハ斯業ヲ発達セシムルニ於テ最モ必要ノ機関ナリト信スルヲ以テ」として、洋紙の共同販売を行なうための「組織方法」に関する調査研究の開始が王子製紙から発議された。⁽³⁶⁾

王子製紙提出の議案は、共同販売機関（シンジケート）設立によって、その頃再び長期的低迷の様相を見せていた洋紙市況の人為的建直しを一举にはかろうとしたものであった。そこで、関東地区の王子製紙、富士製紙、千寿製紙、東京板紙の四社と関西地区の神戸製紙所（岩崎久弥が三一年買収）などの二社が調査担当委員となつて、三三年一月の総会に「共同販売組合」設立案を纏めて上程した。けれども、その設立案は、当時有力新聞社への売込み競争で鎬を削っていた王子製紙、富士製紙など関東地区の委員四社だけが新聞用紙の販売のみを対象に作成したものであった。したがつて、総会では、新聞用紙を生産しない他の中小加盟企業からの反発が強かつたようで、「全組合員の干渉する所にあらずして、同業者のみが本総会を利用したるに止る」として、議案を調査担当委員に差し戻した。⁽³⁷⁾

ところで、当時新聞用紙の生産拡大をめざした設備投資の失敗で深刻な経営危機にあつた王子製紙は、販売不振に

よる在庫急増の重圧を受けながら、翌三四年四月の日本製紙所組合の総会になると「販売とらすとノ如キ大計画若シ速カニ望ムベカラズトセバ止ムナク、紙価維持ノ点ニ於テ其売捌口ヲ外国ニ求ムルノ舉ニ出テサルベカラザル」として、さらに「洋紙輸出組合」の設立による洋紙共同輸出化案を發議した。しかし、この議案も、先の共同販売機開設立案を修正して再提出された「洋紙共同販売合資会社」設立案とともに、翌五月の臨時総会で再審議されたが、そこでも加盟企業間で意見が分かれて結論が出なかつたのである。⁽³⁸⁾

かくして、明治三〇年代の日本製紙所組合が再びカルテル機能をもつ企ては、ついに実現されなかつた。後の日本製紙連合会發行の機関誌である『紙業雜誌』は、そのことについて、「各組合員中には製品の種類を異にするあり、工場の規模も亦大小の別あり、随て利害の關係に多少の差あるを以て、終に衆議の一致を見るに能はさりし也」と指摘している。⁽³⁹⁾つまり、日本製紙所組合は、当時すでに加盟企業が一二社に増加し、各加盟企業間の事業規模別、製品種類別の複雑な利害關係の違いを内部に抱えるようになっていた。また、総会における合議を中心にした組織運営は、加盟企業の「多数決」を至上として、有力企業によるリーダーシップの行使を制約していた。その上、加盟各社の輪番による幹事制は、「會長制」をとる同業者団体などのように組織内部における強力なリーダーシップの成立を困難にしていた。三四年一〇月に有力加盟企業の王子製紙、富士製紙などの三社が独自に「共同洋紙合資会社」を設立して新聞用紙の共同販売を開始したのも、こうした製紙所連合会の組織運営と無關係でなかつたと思われる。⁽⁴⁰⁾

王子製紙は、その後明治三五年一〇月の総会になると、「今ヤ我製紙界ハ組合組織ノ当時ト大ニ其情態ヲ異ニシ事業ノ拡大ニ伴フ諸般ノ調査ヲ緻密ニナスノ要アリ」として、「内外各種ニ渉ル研究調査」機能の強化も發議した。この議案は、「其方法及之レニ伴フ經費ノ調査ハ次期幹事ニ於テ立案ノ上各社ニ諮リテ実行スベシ」として、可決された。だが、次回の三六年四月の総会には、幹事会社の富士製紙から「適當ノ方策ヲ案出セス」と報告があつて、その

まま立消えになってしまったのである。⁽⁴⁾

以上のごとく、洋紙輸入税問題を契機に明治三〇年代製紙所連合会を改称した日本製紙所組合は、新たな組織と機能の強化に取組んだものの、その際の制度上の制約にもとづく弱体なりリーダーシップなどによって、共同販売機関設立の試みなどを具体化させることが出来なかった。その後、三六年一〇月の總會になると、富士製紙の代表者が個人的意見として共同輸出の必要を提唱しても、「本会の事業と直接の関係なき」とほとんど関心が持たれないまでになっていた。⁽⁴²⁾ けれども、明治三〇年代末から再び洋紙輸入税問題が起って、次に見るような一層の組織と機能の強化を促されていくのである。

五 組織と機能の強化(二) (明治三九年以降)

日本製紙所組合は、明治三九(一九〇六)年二月政府による関稅定率法改正案の帝國議会上程によって、洋紙輸入税問題に再び直面した。当時の洋紙輸入税は、協定税率の適用による実質で一般印刷用紙が一〇〇斤当り一・一六三円などであった。国定輸入税による形式では、三二年からの一般印刷用紙一・七五六円が三六年に一・五六九円へ引下げられていた。但し、協定税率適用の期間は、諸外国との条約で三二年からの一二年間となっていた。そこで政府は、適用満期の四四年以前に洋紙の国定輸入税を他の輸入品に準じて一・六五円まで引上げておこうとしたのである。⁽⁴³⁾

ところが、日露戦争期に外国製新聞用紙の輸入を活発に行なっていた新聞業者は、政府案に反対して、同年三月「東京各新聞組合」の名称を用いて「関稅定率法改正法律案中印刷料紙稅率修正意見書」を議員宛に配付するなどの議会工作を積極的に進めた。同意見書は、政府案にある従量稅方式の洋紙輸入税一律引上げに反対して、逆に従價稅方式による引下げ、なかでも新聞用紙輸入税の従價一〇%を基準に換算した一〇〇斤当り〇・七八五円への大幅引下

げを要求していた。⁽⁴⁴⁾そこで、新聞業界の反対運動を当初静観していた日本製紙所組合でも、王子製紙などの有力加盟企業四社を中心にして、政府案への支持を要望する「印刷料紙税率二関スル意見書」を急いで議員に配付するなどの対抗策をとったのである。⁽⁴⁵⁾

こうして洋紙輸入税問題は、製紙業界と新聞業界の政治的対立の様相を示し、その後新聞業者が衆議院議員に日本製紙所組合の意見書を批判した「印刷料紙税率修正意見追申」と名付けた文書を配付すると、日本製紙所組合も「印刷料紙税率修正意見追申書二付弁明」といった題の文書で反論していった。⁽⁴⁶⁾しかし、議会に対する影響においては、代表的言論機関としての新聞業界の方が明らかに優勢であった。政府案の審議は、当時の第一次西園寺内閣の与党立憲政友会の調査委員会が賛成したのにもかかわらず、同党の代議士総会が新聞業界からの修正要求を支持するなど複雑な経過を見せながら、衆議院では新聞業界の要求に応じて「三々判」(〇・七平方メートル)の洋紙一リム(約五〇〇枚)、四五ポンド(二〇・四キログラム)未満を従価一〇%、同四五ポンド以上を従価一五%と修正して可決となった。続いて貴族院においては、その修正案を政府案に近い同一リム四五ポンド未満一〇〇斤を一・一七円、同四五ポンド以上を一・六五円と再修正して可決した。その結果、両院の協議によって最終的に同一リム四五ポンド未満を一〇〇斤当り一円、同四五ポンド以上を一・九五円にすることで合意が成立した。三九年一〇月に施行された改正関税法では、こうして新聞用紙の輸入税が従来の協定税率適用による一〇〇斤一・一六三円から一円へさらに引下げられていったのである。⁽⁴⁷⁾

このように明治三九年の日本製紙所組合による洋紙輸入税の引上げ支持運動は、逆に新聞用紙輸入税の引下げという結果で失敗した。この運動に直接関与した王子製紙、富士製紙など有力企業の間では、再び同組合の対政府、対議会活動の弱さが問題になった。これら運動に関与した企業は、同年三月に「仮事務所」(運動本部)を閉じるにあたっ

て、次の四項目を仮決議して翌四月の総会に上程させた。仮決議の内容は、第一に「組合ノ結合ヲ強固ニシ共同ノ利益ヲ増進シ平素ヨリ対政府、対議會策ヲ講ジ得ル様」な『規約』の再改訂、第二に「組合ノ事務ヲ取扱ハシムル」常務幹事三名（三社）制の新設、第三に定期機関雑誌の刊行、第四に組合費の増額についての要望であつた。⁽⁴⁸⁾

三九年四月の日本製紙所組合総会は、この仮決議に合せた『規約』の改訂による日本製紙連合会への名称変更、常務幹事制の新設、機関誌の発行を決議した。また、製紙業者だけでなく関連業者の結集化をめざして、洋紙商などの「準会員」としての加盟を認めた。この内で改革の眼目になったのは、常務幹事制の新設であつた。前述のごとく従来の各社輪番による僅か任期一年の幹事二名による事実上の本部機構では、組織や機能の拡充を進める際にリーダーシップの弱さを免れなかつた。そこで、総会において有力企業を中心とした任期二年の常務幹事三名（三社）を選出して、輪番幹事との五名（五社）の「幹事会」による本部のリーダーシップの強化がはかられたのである。⁽⁴⁹⁾

もっとも、こうした改革にも拘わらず、日本製紙連合会も、その後明治四〇年代の洋紙輸入税問題において再び新聞業界の政治力に苦汁を嘗めさせられていくのであつた。同会では、前回の失敗から、四四（一九一一）年の協定税率適用満期に先立つ四〇年一〇月の総会で早くも問題を協議した。また、四一年四月に同問題の調査担当委員として三社を選出したのに続き、四二年四月王子製紙などの常務幹事三社も委員に加えて、「機宜ノ処置ヲ托スル」体制を整えた。⁽⁵⁰⁾しかし、日本製紙連合会の対政府、対議會機能は、新聞業者に比べると依然劣勢を免れなかつた。新聞業者は、四二年一月頃政府の内定した関稅改正法案に新聞用紙輸入税の倍増化が含まれているのを知ると、直ちに東西の有力新聞社一二社が現行税率の据置きを政府に申入れるなど強く反発した。対抗上、日本製紙連合会でも、四三年一月に貴族院議員宛に「印刷用紙関稅改正ニ付全国製紙業者陳情書」を配付して、政府草案の実現を請願した。⁽⁵¹⁾だが、製紙業界が少しでも意思疎通のはかれる議員は、貴族院に若干いたものの、衆議院になると皆無と言つてよか

つた。逆に衆議院では、当時の第二次桂内閣を支える立憲政友会のリーダーであった元大阪毎日新聞社々長の原敬をはじめとして、新聞業界に関係のある議員が比較的多かった。そこで、日本製紙連合会の議会対策も、請願書の配付以外に取り立てて有効な手段がなかった。四二年末頃の新聞には、「此大敵（新聞業界一引用者）を目前に控えて輸入洋紙税率を高めんとするの到底不可能なるは、製紙業者の此頃に至り感ずる所にして、寧ろ政府及び議会の為す所に任せんとしつゝあるが如し」とまで報じられていた。事実、日本製紙連合会では、衆議院の審議を諦めて、「公平な」貴族院による政府原案の実現を期待するしか最後に手段がなくなつていったのである。⁽⁵²⁾

こうした状況を反映して、明治四三年一月帝国議会上程された政府の関稅定率法改正最終原案は、当初の草案にあった洋紙輸入税の一部引上げが盛込まれていたものの、新聞業界の反対によつて新聞用紙など一平方メートル五八グラム未満の印刷用紙輸入税を現行の一〇〇斤当り一円に据置くことに内容が一部変えられていた。そして、衆議院が若干の修正だけで可決したのに続いて、製紙業界期待の貴族院も「相手が悪い」と「何等の反応も無く」通過して、四四年七月から施行されたのである。⁽⁵³⁾

明治四三年の関稅改正によつて、一部の洋紙輸入税の引上げが実現したものの、新聞用紙などの輸入税が低率のまま据置かれたことは、再び日本製紙連合会の組織と機能の不備を加盟企業に痛感させた。そのため、四五年になると、三九年以来常務幹事をつとめていた王子製紙、富士製紙、九州製紙の三社を中心に社団法人化による組織改革が検討されるようになって、大正元年一月の総会における『定款』原案の審議を経て、二年三月社団法人への改組が実施された。主たる組織改革の内容は、組織目的を「本会ハ製紙業ノ改良発達ヲ資ケ且斯業ニ関スル弊害ヲ矯正シ並当業者ノ親睦ヲ企図スルヲ以テ目的トス」としたのに続いて、第一に会員を正会員、賛助会員、特別会員と分けて、製紙業者を資本金と所有抄紙機械台数の多寡や製品の洋紙と板紙の違いによつて出資金を「六級」までランク付した正会

員、洋紙商やパルプ製造者を賛助会員、後述の商議員会が推薦した者を特別会員とした。そして第二に、従来の幹事制に代えて、「理事四名、商議員若干名」の「役員」制を設けた。そこでの理事は、商議員会によって正会員中から任期二年で選出されて、任期一年の「庶務」と「会計」担当の常務理事二名を互選するとされた。次いで第三に、板紙業者を除いた正会員のみで新たに構成する商議員会が、従来の総会に代わって実質的な最高意思決定機関となった。商議員会は、理事によって招集されて、予算や決算、資産の管理、訴訟行為、政府などへの建議や陳情、「其他本会ノ目的ヲ達スル為メ重要ナル一切ノ」事項を出席者の過半数をもって議決するとされた。他方、賛助会員などが同席する総会は、定款の改訂など限られた事項を除くと、商議員会や実質的役員会として機能した「理事会」による決議の報告会に過ぎなくなった。第四に、出資金制の新設にもなって信認金制が廃止された。だが、このことは、組織拘束力の緩和を意味しなかった。同連合会に対する「名誉毀損」、「不正行為」、「事業妨害」、「会費滞納」には、商議員会に「除名」処分権が付与されていた。⁵⁴⁾

このように日本製紙所組合、日本製紙連合会は、明治三十九年、四三年の洋紙輸入税をめぐる新聞業者との政治的対立において事実上の敗北を余儀なくされながら、組織と機能の一層の強化につとめた。なかでも、同業者団体としての活動の拡充に必要なリーダーシップの強化をはかるべく、三社の常務幹事制、次いで四社の理事制が設けられた。これらのポストには、有力加盟企業が半ば当然のことながら重任された。その結果、少数の有力企業の合議を中心とした指導・運営体制が作り上げられていったのである。また、大正二年の社団法人化に合せて新設された商議員会が総会に代わる実質的な最高意思決定機関となって、有力企業によるリーダーシップの確立を補完していくようになった。日本製紙連合会が第一次大戦以降に大企業の利害を中心にした本格的なカルテル活動を開始していく組織的、機能的基礎は、こうして第一次大戦前に整えられていったのである。

六 む す び

以上のように、日本製紙連合会は、明治一〇年代に製紙所連合会として設立されたが、最初に洋紙販売価格協定を行なって失敗した。価格協定失敗の主因は、外国製洋紙の低価格輸入にあった。そこで、当初のカルテル的団体から一部有力企業だけの親睦的団体に性格を変えたが、明治二〇年代には、全国的同業者団体としての組織の再建が行なわれた。また、価格協定の復活も検討されたが、加盟企業間の成長戦略とも関連した意見の対立などによって実現されなかった。

明治三〇年代になると、製紙所連合会は、洋紙輸入税問題の対応に立ち遅れて、親睦的団体の限界を示すようになった。その結果、先ず日本製紙所組合に改称するとともに、幹事の増員と任期の延長、委員制の新設、總會運営上の制限緩和、予算制や信認金制の新設などが行なわれた。また、洋紙市況の建直しをめざした共同販売機関の設立や共同輸出の実施も検討されたが、再び加盟企業間の意見対立から実現されなかった。

このように、明治二〇年代、三〇年代にカルテル機能の企てが実現されなかったのは、各加盟企業間の事業規模別、製品種類別の利害関係が錯綜していたためであったが、さらに同業者団体としての組織自体にも問題があった。総会による合議を主体とした組織運営は、有力企業によるリーダーシップの行使を制約した。また、加盟各社の輪番による幹事制は、組織内部における強力なリーダーシップの成立も難しくしていたのである。

しかし、その後明治三〇年代末と四〇年代の洋紙輸入税問題をめぐる新聞業界との政治的対立の激化は、一層の組織と機能の強化を促すことになった。三〇年代末の日本製紙所組合による政府の洋紙国定輸入税引上げ支持運動は、新聞業界の政治力に圧倒されて、新聞用紙などの輸入税引下げという結果で失敗に終わった。そのため、日本製紙連合

会への再度の改称とともに、常務幹事制の新設などによるリーダーシップと活動の強化がはかられた。だが、日本製紙連合会となつてからの四〇年代にも、新聞業界に比べた対政府、対議会機能の劣勢によって、新聞用紙などの輸入税引上げに失敗した。そこで四〇年代末になると、社団法人への改組に合せた組織改革が検討されていくようになった。大正二年に実現した社団法人化とともに、日本製紙連合会は、理事を主体とした役員制や商議員会制の新設、洋紙商などが同席して発言権をもつ総会から商議員会への大幅な意思決定権の委譲などを行なつて、少数有力企業の合議を中心とした指導・運営体制を一応確立していったのである。

このように、日本製紙連合会は、依然新聞業界などに比較すると対政府、対議会機能の弱さを抱えていたが、その後本格的なカルテル管理団体になつていく組織的、機能的基礎を前以て第一次大戦期前に整えていたといえる。ただし、市場動向などの外部的条件を含めた第一次大戦期以降のカルテル活動の分析は、今後の課題としたい。

- (1) 拙稿「製紙所連合会の設立と価格協定」(弘前大学『文経論叢』第一五卷二・三合併号、昭和五五年三月、四一―七二頁)。
- (2) ここでは、カルテルの概念を、市場独占の有無を判断基準とした独占の一形態と定義せずに、広義に独立企業が市場の自主的統制をめざした共同行為と解釈している(濠利重隆編『経営学辞典』昭和四二年、一四〇―一四二頁。伊從寛他編『独占・公正取引』昭和四〇年、一五七―一五九頁などを参照)。
- (3) 三和良一「日本のカルテル」(森川英正編『日本経営史講座 四 日本の企業と国家』昭和四一年、一七〇―一七六頁)。
- (4) 拙稿「カルテルとその特徴」(中川敬一郎他編『近代日本経営史の基礎知識』昭和四九年、一九三頁)。
- (5) 本稿は、昭和五五年六月の経営学会東北部会報告「第一次大戦期における日本製紙連合会の活動」(於秋田経済大学)の内容を基礎としながら、まとめたものである。
- (6) 詳細については、前掲「製紙所連合会の設立と価格協定」を参照されたい。
- (7) 鈴木尚夫編『現代日本産業発達史 一二 紙・パルプ』昭和四二年、八一―八二頁。
- (8) 成田潔英『王子製紙社史』第一巻、昭和三二年、一九九―二〇〇頁。二見昇「旧神戸製紙所の起源及沿革」(日本製紙連合会『紙業雑誌』第一巻五号、大正五年七月、二二五頁)。
- (9) 「製紙所連合会条規」(日本製紙連合会『明治二五年前後書類―自明治一六年至三二年營業景況』所収)。
- (10) 明治一四年四月一〇日付、製紙所連合会決議書類(淺野家有恒社、製紙所連合会書類 自明治一三年至同二〇年 五)所収)。
- (11) 明治一六年一月二七日付、製紙所連合会決議書類(同上書類所収)。

- (12) 明治一六年一〇月二日付、梅津、ビール・ファブリック書簡(自明治一三年至明治一三年、旧連合会重要保存書類)所収。
- (13) 明治一六年一二月製紙所連合会改組案。製紙会社「連合会維持ノ件ニ付意見書」。明治一七年二月一五日付、神戸製紙所書簡(以上、同上書類所収)。
- (14) 明治一九年四月七日付、神戸製紙所書簡(同上書類所収)。「日本製紙連合会の起源及其事業」五(『紙業雜誌』第一卷五号、明治四〇年一月、一九八頁)。
- (15) 明治二三年三月一日付、神戸製紙所書簡(前掲『旧連合会重要保存書類』所収)。
- (16) 「日本製紙所連合会の起源及其事業」六(『紙業雜誌』第二卷一、明治四〇年三月、一頁)。明治二三年五月一五日付、製紙会社書簡(前掲『旧連合会重要保存書類』所収)。明治二三年制定の『条規』からは、その後一六年に価格協定の規定が、一七年に総会と経費分担の規定が各々削除、あるいは改訂されていた。
- (17) 「明治二三年五月改正 製紙所連合会条規」(『日本製紙所組合、日本製紙連合会 総会決議録』所収)。
- (18) 王子製紙「日本紙業総覽」昭和二年版、六四七頁。
- (19) 明治二三年六月一八日付、二見昇書簡。二八年二月一日付、真島製紙所宛製紙所連合会書簡(以上、『旧連合会重要保存書類』所収)。前掲『日本紙業総覽』六四八―六四九頁。
- (20) 明治二三年一〇月一歎願書。二四年一月「輸入洋紙稅額改正之義ニ付請願書」(以上、前掲『旧連合会重要保存書類』所収)。但し、製紙所連合会では、すでに明治一五年外務、大藏両大臣に洋紙輸入稅引上げの請願書を、一八年大藏大臣に同省工場製洋紙市販停止の請願書を提出した前例があった。
- (21) 明治二五年四月、製紙会社議案書(同上書類所収)。
- (22) 明治二五年五月一八日、神戸製紙所書簡(同上書類所収)。「日本製紙連合会の起源及其事業」八(『紙業雜誌』第二卷四号、明治四〇年六月、一四一―一四三頁)。
- (23) 三菱製紙『三菱製紙六十年史』昭和三年、二一―三六頁。
- (24) 明治二六年一月一〇日付、二見昇書簡(前掲『旧連合会重要保存書類』所収)。
- (25) 明治二七年二月、洋紙商有志「趣意書」(淺野家有恒社「製品売捌約定書」)所収。
- (26) 明治二七年二月一五日付、加盟各社宛富士製紙書簡。日付不明、關西地区加盟四社宛富士製紙書簡。二月二七日付、關東地区加盟五社宛富士製紙書簡など(以上、前掲『旧連合会重要保存書類』所収)。「日本製紙連合会の起源及其事業」九(『紙業雜誌』第二卷五号、明治四〇年七月、一九〇頁)。
- (27) 拙稿「明治中期く大正期における王子製紙と富士製紙」(『経営史学』第一〇卷三、昭和五年、四四―四八頁)。前掲『三菱製紙六十年史』。
- (28) 「日本製紙連合会の起源及其事業」一〇(『紙業雜誌』第二卷七号、明治四〇年九月、二八五―二九〇頁)。「印刷用紙輸入稅全廃意見」(『東洋經濟新報』第一一六号、明治三三年二月、三六―三七頁)。文中の「その他の洋紙」とは、一枚二〇八六平方インチ以上で五〇〇枚当り重量二四ポンド以下のものとなっていた。
- (29) 前掲「日本製紙連合会の起源及其事業」一〇。同上「一」(『紙業雜誌』第二卷八号、明治四〇年一〇月、三三七―三三八頁)。
- (30) 同上書、三三九頁。
- (31) 明治三二年五月、「日本製紙所組合規約」(前掲『総会決議録』所収)。

- (32) 前掲明治一六年一月二七日付、製紙所連合会決議書類。
 (33) 明治三二年五月、「日本製紙所組合事務章程」(前掲『總會決議録』所収)。
 (34) 「臨時費」は、六〇%を加盟企業の抄紙機械の幅員に依じて、四〇%を均等割りで分担することになった(前掲「日本製紙所組合規約」)。
 (35) 前掲「明治三二年五月改正、製紙所連合会条規」。
 (36) 前掲「日本製紙連合会の起源及其事業 一一」三四一—三四二頁。同上「一二」(『紙業雜誌』第二卷九号、明治四〇年一月、三九一—三九二頁)。
 (37) 「明治三三年春季定時總會決議録」(前掲『總會決議録』所収)。
 (38) 同上書、三九三頁。明治三四年春季定時總會決議録」(前掲『總會決議録』所収)。
 (39) 前掲「日本製紙連合会の起源及其事業 一二」三九四頁。
 (40) 前掲「王子製紙社史」第二卷、昭和三年、一一—一四一頁。但し、同書の共同洋紙設立の月日は、誤記である。
 (41) 「明治三五年秋季定時總會決議録」(三六年春季定時總會決議録」(前掲『總會決議録』所収)。「日本製紙連合会の起源及其事業 一三」(『紙業雜誌』第二卷一八号、明治四〇年二月、五七八頁)。同「一四」同上書、第三卷一—六頁。
 (42) 「明治三六年秋季定時總會決議録」(前掲『總會決議録』所収)。前掲「日本製紙連合会の起源及其事業 一四」八頁)。
 (43) 「洋紙輸入税の沿革」(『紙業雜誌』第一卷一—一六頁、明治三九年九月、四一—四五頁)。
 (44) 「日本製紙連合会の起源及其事業 一六」(『紙業雜誌』第三卷四号、明治四一年六月、一六三—一六五頁)。新聞用紙一〇〇斤の輸入見積価格七・八五六円の従価一〇%が〇・七八五円である。
 (45) 同上書、一六五—一六八頁。
 (46) 同「一七」(『紙業雜誌』第三卷五号、明治四一年七月、二一九—二二二頁)。
 (47) 同「一八」(同上書、第三卷六号、二七六頁)。「明治三九年春季定時總會決議録」(前掲『總會決議録』所収)。
 (48) 同上書類。
 (49) 同上書類。
 (50) 「明治四〇年秋季定時總會決議録」(『紙業雜誌』第二卷九号、明治四〇年一月、四三九—四四〇頁)。「明治四一年春季定時總會決議録」、同「四一年秋季定時總會決議録」、同「四二年春季定時總會決議録」(以上、前掲『總會決議録』所収)。
 (51) 「關稅改正の方針」(『紙業雜誌』第四卷八号、明治四二年一月、四一—四四頁)。「新聞業者の關稅運動」(同上書、第四卷一〇号、明治四二年一月、五一—五三頁)。「印刷紙の關稅問題」(同上書、第四卷二—四頁、明治四三年一月、五二—五三頁)。「印刷用紙ノ關稅改正ニ付全国製紙業者陳情書」。
 (52) 「貴衆兩院中の製紙家」(『紙業雜誌』第三卷五号、明治四一年七月、三〇—三二頁)。「内外紙あはせ」(同上書、第四卷二—四頁、明治四三年二月、五七—五七六頁)。「新聞紙の見たる製紙業」(同上書、第四卷二—四頁、明治四三年一月、五六—五七〇頁)。
 (53) 「印刷紙の關稅は現状維持」(同上書、第四卷二—四頁、明治四三年二月、六〇—六四頁)。「關稅問題」(同上書、第五卷二—四頁、明治四三年四月、七七—七八頁)。
 (54) 「明治四五年四月春季總會決議録」、「大正元年一月秋季總會決議録」、「大正二年四月春季總會決議録」(以上、『日本製紙連合会總會決議録』自明治四四年至大正一〇年)所収)。「社団法人日本製紙連合会定款」(『定款改正及出資金還付及定款原本』所収)。

〔付記〕 本稿に利用した日本製紙連合会関係の史料は、財団法人・紙の博物館所蔵のものである。閲覧に際しては、館長野口為一郎氏など同館の方々の御世話になった。記して厚く御礼申し上げる。

（弘前大学）